
令和7年度 和歌山県国際交流センター

日本語ボランティアへの活動支援金制度

目 次

1. 支援金制度の基本事項について
2. 和歌山県国際交流センター日本語ボランティアへの活動支援金制度について
3. 事務手続きのスケジュール
4. 選考について

お問合せ先

和歌山県国際交流センター

電話：073-435-5240

FAX：073-435-5243

メール：wa-world@wixas.or.jp

1. 支援金制度の基本事項について

【はじめに】

現在、県内各地域における日本語学習支援活動の継続的な運営により、外国人が日本語を学び地域とのつながりを深めることが必要とされています。本支援金制度は和歌山県国際交流センター日本語ボランティア(団体・個人)による主体的な活動に対し支援金を交付するもので、日本語ボランティア(団体・個人)の更なる活性化や新規の人材発掘、更には県内の活動拠点の創出と増加を目的としています。

県民の方々からの税金などの貴重な財源で賄われているため、支援金交付については透明性の確保に充分留意し、支援活動に取り組んでいただく必要があります。

【支援金支出の原則】

1. 支援金の交付の対象となる経費は、支援活動に使用したものとして明確に区分でき、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるもののみとなります。
2. 交付決定日（交付決定通知の日付で確認）以降に実施（発注・購入）した事業が対象です。年度末までに補助事業に係る支払を含め、事業を完了しなければなりません。
3. 支援金は支援活動完了後に精算払いで支払います（立替払いが必要です）。
4. 支援金は指定用途以外に使用してはいけません。違反した場合、交付決定の取消しとなる場合があります。
5. ポイント・クーポン・金券等を支払いに充当した場合、充当分は値引きとみなされ支援対象外となります。
6. 受益者負担で得られた収入がある場合は、支援金から差し引いた額を支給します。

2. 和歌山県国際交流センター日本語ボランティアへの活動支援金制度について

【申請対象者】

和歌山県国際交流センター日本語ボランティア（団体・個人）で、当センターのボランティアとして1年以上の活動実績があること

※ただし、同一の活動を行うにあたって団体及び個人の両方で申請することはできません。

【対象となる事業の実施期間】

令和7年度の交付決定日以降、令和8年3月31日までに終了する事業。

【対象となる事業】

和歌山県国際交流センター日本語ボランティアによる在住外国人支援活動
和歌山県国際交流センターに登録する日本語ボランティア（団体・個人）による地域の日本語教室の運営及び推進に寄与する活動

▷限度額：1事業（申請）につき上限5万円（※予算の範囲内の支払い）

（同団体・個人による年度内で複数回の申請可能）

▷申請例：(1) 通常の日本語学習支援活動に必要となる経費

(2) 季節の行事等の日本文化体験

(3) 防災イベント（和歌山県国際交流センター主催の防災イベントを除く）

和歌山県国際交流センター主催の防災イベント以外で、団体・個人主催の防災イベントに関しては、防災イベント当日の運営にかかわった個人一人につきコーディネーター料を加算します。

(コーディネーター料については、県の謝金基準に準拠します。)

＜注意事項＞

- (1) 他団体による活動及び、公費による補助等があるものについては除外となります。
- (2) 多くの団体・個人にこの事業を活用いただきたいため、支援金を申請する団体については、内容を精査したうえで可否を決定させていただきます。
- (3) 本支援金制度を継続して利用された場合、支援金利用3年を目処にヒアリング等を実施し、事業効果の検証を行います。

【対象外の事業】

- 寄附（チャリティー）目的
- 営利目的
- 宗教的・政治的意図を有するもの
- 公序良俗に反するもの
- 反社会的勢力（暴力団・暴力団関係者）による事業
- 団体構成員のみを対象とした事業
- 和歌山県以外での事業
- 他の県費助成金を得ているもの

【対象となる経費】

補助対象経費一覧

経費区分	内容
旅費交通費	会場等の駐車料金、活動場所への交通費（※）対象外参照
諸謝金	文化イベントなどの外部講師等への謝金
消耗品費	文具・書籍・教材・食料品（※ただし当該事業のみで使用されることが確認できるものに限る）
賃借料	会場・設備・車両使用料
光熱水料費	会場内でのエアコン使用料
その他	和歌山県国際交流センターが認める費用

【対象外となる経費】

対象外

- 団体やメンバーに対する謝金といった賃金や報酬とみなされるもの
- 飛行機代・タクシー代・海外渡航費、宿泊費等
- 団体やメンバー間のみでの親睦を目的とした研修やイベント、またはそれに類する経費
- 一般的な家具や家電製品、楽器等
- 個人への記念品、参加賞、花束など
- 自宅での光熱料（借会場でのエアコン等の使用は対象）、電話代
- インターネット等の通信費
- 領収書等がないなど、支出の事実が証明できない経費

3. 事務手続きスケジュール

(1) 令和7年度 申請期間：令和8年2月5日（木）まで

（申請書類は事業実施7日前までに必着）

提出書類 ①事業計画書（別紙第1号様式）
②収支予算書（別紙第2号様式）
③その他和歌山県国際交流センターが必要と認める書類

(2) 書類審査・選考：隨時活動実績と状況、趣旨目的、計画内容の具体性と妥当性、公益性などを勘案し選考いたします。※採用・不採用に関わらず、申請団体すべてに通知します

(3) 事業実施：交付決定日以降～令和8年2月15日（日）までに実施すること

(4) 実績報告：事業終了後14日以内に提出

提出書類 ①事業報告書（別紙第3号様式）
②収支決算書（別紙第4号様式）
③振込申請書（別紙第5号様式）
④領収書写し、写真等の証拠書類（例：レシート、支払い証明書等）
⑤事業実施の様子が分かる写真、参加者名簿
⑥その他和歌山県国際交流センターが必要と認める書類

(5) 支援金交付：書類確認後、振込払い

◇お問合せ先◇

和歌山県国際交流センター

和歌山市手平2丁目1-2

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

電話：073-435-5240

FAX：073-435-5243

メール：wa-world@wixas.or.jp